

第1号様式中「総務企画課」を「総務広報課」に改める。

(熊本県教育事務所処務規程の一部改正)

第3条 熊本県教育事務所処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7)あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

(熊本県立図書館処務規程の一部改正)

第4条 熊本県立図書館処務規程(昭和38年熊本県教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「文学館長及び文学館副館長」を「館長、文学館長及び文学館副館長」に改める。

第6条第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6)あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

(熊本県教育委員会表彰規程の一部改正)

第5条 熊本県教育委員会表彰規程(平成3年熊本県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「総務部長」を「総合調整局長」に改め、同条第2項及び別表中「総務企画課」を「教育政策課」に改める。

(熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第6条 熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成11年熊本県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「総務福利課長」を「教育政策課長」に改める。

第8条第2項中「総務福利課福利厚生室長」を「福利厚生課長」に改める。

第21条中「総務福利課福利厚生室」を「福利厚生課」に改める。

(熊本県生涯学習事務所処務規程の一部改正)

第7条 熊本県生涯学習事務所処務規程(平成14年熊本県教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6)あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(熊本県教育庁福利厚生室設置規程及び熊本県教育庁教育企画室設置規程の廃止)

2 熊本県教育庁福利厚生室設置規程(平成4年教育委員会訓令第3号)及び熊本県教育庁教育企画室設置規程(平成13年教育委員会訓令第14号)は、廃止する。

## 熊本県教育委員会訓令第5号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁文書規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第50号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務企画課」を「総務広報課」に改める。

第6条第2項中「本庁にあっては庶務関係担当の係長」の下に「(庶務関係担当の係長を置かない課にあっては課長が事務職員のうちから指定する者)」を加え、同条第3項中「各地方機関」を「本庁各課長又は各地方機関」に改める。

第18条第1号中「甲」を「教育長」に改め、同条第2号中「乙」を「教育次長」に改め、同条第3号中「丙」を「課長」に改め、同条第4号中「丁」を「係長」に改める。

第19条中「丁」を「係長決裁」に改める。

第26条第1項中「甲及び乙の回議案」を「回議案(係長決裁の回議案を除く。)」に改め、同条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第9条第1項ただし書の回議案

第26条第6項中「甲及び乙」を「教育長及び教育次長決裁」に改め、同条に次の1項を加える。

7 決裁を終わった課長決裁の回議案は、総務広報課長の審査を経た場合又は法令審議会の審議を経た場合にあつては総務広報課備付けの決裁日付印(別記第19号様式)、文書取扱主任の審査を経た場合にあつては各課備付けの決裁日付印(別記第20号様式)を押さな